

霞が関花壇における復興再生利用の審査結果の概要

<経緯>

- 令和7年9月5日、審査依頼者から霞が関花壇における復興再生利用に関する審査依頼があった。
- 本件事業は、霞が関の中央官庁の花壇等9箇所において、**復興再生土（合計約66m³）の利用（復興再生利用）**を実施するものである。

<審査結果の概要>

- 本件事業の計画は基準省令に適合し、ガイドラインで示された留意事項に沿った適切な内容と認められる。
- 現場での施工についても、上記計画に基づき、適切に行われたと認められる。利用する復興再生土の量など、当初の計画からの変更部分についても基準省令に適合し、ガイドラインで示された留意事項に沿って適切に行われたと認められる。

主な審査事項	審査結果
利用する除去土壌の放射能濃度	・作業員・一般公衆の追加被ばく線量が1mSv/年以下となるよう、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の除去土壌を利用している。
復興再生土の飛散流出防止措置	・復興再生土の上に20cm以上の厚さで覆土が施されているほか、仮置き時は土のうに封入されたままであり、施工中も必要に応じてシート養生等を行うなどの飛散流出防止措置が採られている。
放射線量のモニタリング	・施工前、施工中、施工後及び維持管理時のモニタリング方法や実施頻度等は、基準省令・ガイドラインに適合している。現場での測定についても適切に実施されており、全ての施工箇所の測定結果がホームページに掲載されている。
異常時・応急復旧等における対応	・自然災害等によって復興再生土の施工箇所に被災が生じた場合の対応（応急復旧・本復旧）はガイドラインに則った内容となっている。
審査当初からの変更	・8号館など、現場での掘削の結果等より復興再生土の利用量が当初の計画量から減少となった施工箇所があったが、基準省令及びガイドラインに沿って適切に行われていることを確認した。 ・外務省においては、審査当初から施工計画の変更があったため、施工計画を補正審査し、基準適合性を確認し、現場において適切に施工されたことを確認した。



施工現場（盛土厚）の確認
（経済産業省）



施工中のモニタリング（5号館）

